

2025年12月25日

お客様 お取引先様 各位

株式会社ダッドウェイ

改正消費生活用製品安全法に基づく「乳幼児用玩具」への対応について

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2025年12月25日より施行される改正消費生活用製品安全法（以下、改正消安法）における「乳幼児用玩具（特定製品）」の規制強化に関し、当社の対応状況を下記の通りご案内申し上げます。

当社は、法令を遵守し、引き続きお子様に安全・安心な製品をお届けしてまいります。

敬具

記

1. 事業届出の完了について

改正消安法に基づき、経済産業省への特定製品製造（輸入）事業届出を完了いたしました。なお、経済産業省が運営する「製品安全ガイド（保安ネット）」における届出事業者としての当社名の公表は、施行日より予定されています。

2. 対象製品（乳幼児用玩具）への措置について**① 施行日（2025年12月25日）以降に輸入する製品**

施行日以降に当社が輸入を行う全ての対象製品につきましては、国の定める技術基準等への適合を確認した上で、適合の証である「子供PSCマーク」を表示いたします。

② 施行日より前に輸入した製品（在庫分等）

施行日より前に輸入いたしました製品には「子供PSCマーク」は表示されておりません。これらにつきましては、改正消安法の経過措置が適用されるため、施行日以降におきましても、マーク表示なしで適法に販売（事業者間取引および消費者への販売）が可能となっております。従いまして、店頭等の既存在庫につきましても、問題なく販売・ご購入いただけます。

(本件に関するお問い合わせ先)

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株式会社ダッドウェイ 営業部 E-mail : salesgroup@dadway.com

(経済産業省 リーフレット)

● 消費者様向け

https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/pdf/kodomopsc_customer.pdf

● 小売店・販売事業者様向け

https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/pdf/kodomo_seller.pdf

以上